総務省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一　総務省組織令の一部改正

一　自治財政局調整課の所掌事務を変更すること。（第五十七条関係）

二　サイバーセキュリティ統括官のつかさどる職務を助ける参事官を三人から二人に変更すること。（第百二十条関係）

三　第百二十条第一項の参事官のうち一人の設置期間の特例を廃止すること。（附則第二十一条関係）

第二　施行期日

この政令は、令和四年四月一日から施行すること。（附則関係）